

改 正 後	現 行
第1 趣 旨 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2及び第16条の3の規定に基づく移動の制限及び禁止並びに<u>法第18条第1項の規定に基づき制定された「カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する省令」（平成19年農林水産省令第8号。以下「省令」という。）第3条及び第4条に基づく移動の制限及び禁止に係る植物等の検査は、法及び植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）又は省令に定めるところによるほか、この要領の定めるところにより実施するものとする。</u> 第2～第4 [略] 第5 検査の方法 1 [略] 2 前項の規定にかかわらず、貨物として移動する規則別表3の1の項及び2の項の植物等の検査を行う場合には、検疫補助員がその全量について実施した規則別表3の備考の欄に掲げる有害動物の付着の状況に関する調査の結果に応じて、植物防疫官が抽出検査を行うことができるものとする。抽出検査を行う場合の抽出量は、検査申請数量の30パーセント以上とし、1荷口の個数が2000個を越える場合は、600個以上を抽出するものとする。 3・4 [略] 第6～第8 [略] 第9 危害防止対策 1 くん蒸は、第8第2項の指定を受けている施設等において、次の各条件に適合すると植物防疫所長（支所長を含む。）が認める者により実施されるものとする。 （1）<u>農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第3条に規定する農薬使用計画書を農林水産大臣に提出していること。</u> （2）～（5） [略] 2 [略] 第10～第18 [略]	第1 趣 旨 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2及び第16条の3の規定に基づく移動の制限及び禁止に係る植物等の<u>検疫は、法及び植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところにより実施するものとする。</u> 第2～第4 [略] 第5 検査の方法 1 [略] 2 貨物として移動する規則第35条の4第1項第1号の植物等の検査は、検疫補助員がその全量について実施した規則別表3の備考の欄に掲げる有害動物の付着の状況に関する調査の結果に応じて、植物防疫官が抽出検査を行うことができるものとする。抽出検査を行う場合の抽出量は、検査申請数量の30パーセント以上とし、1荷口の個数が2000個を越える場合は、600個以上を抽出するものとする。 3・4 [略] 第6～第8 [略] 第9 危害防止対策 1 くん蒸は、第8第2項の指定を受けている施設等において、次の各条件に適合すると植物防疫所長（支所長を含む。）が認める者により実施されるものとする。 （1）<u>農薬取締法第11条の規定に基づき、農林水産大臣に防除業者として届出を行っている者又は管理者であること。</u> （2）～（5） [略] 2 [略] 第10～第18 [略]

別記
様式第 1 号～第 2 号 [略]

様式第 3 号の（注）
（注）
1 [略]
2 数量の単位は、生果実、生塊根等の地下部及び生食用の生茎葉についてはキログラム、栽植用の植物については個とすること。

様式第 4 号～第 6 号 [略]

様式第 7 号－ 1

移動取締り臨船（機）実績

年

港 別	月 別	総 入 港 隻（機） 数	取 締 り 隻（機） 数	移動禁止 制限植物等		移動禁止・制限植物等の内訳						対象有害動植 物発見件数		
						(植物等の種類・名称及び部位等)		(動物等の種類・名称及び部位等)		(植物等の種類・名称及び部位等)				
				件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12													
総計														

（注）移動禁止制限植物等の欄の数量の単位は、生果実、生塊根等の地下部及び生食用の生茎葉についてはキログラム、栽植用の植物については個とすること。

別記
様式第 1 号～第 2 号 [略]

様式第 3 号の（注）
（注）
1 [略]
2 数量の単位は、キログラムとすること。

様式第 4 号～第 6 号 [略]

様式第 7 号－ 1

移動取締り臨船（機）実績

年

港 別	月 別	総 入 港 隻（機） 数	取 締 り 隻（機） 数	移動禁止 制限植物等		移動禁止・制限植物等の内訳						対象有害動植 物発見件数		
				件数	数量	件数	数量					件 数	数 量	有害動 植物名
	1													
	2													
	3													
	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	1 0													
	1 1													
	1 2													
総計														

（注）移動禁止制限植物等の欄の数量の単位は、生果実、生塊根等の地下部及び生食用の生茎葉についてはキログラム、栽植用の生茎葉については個とすること。

様式第7号-2

移動制限植物検査実績

年

[illegible]

(注) 数量の単位は、生果実、生塊根等の地下部及び生食用の生茎葉についてはキログラム、栽植用
の植物については個とすること。

様式第7号-3

移動制限植物消毒確認実績

年

[illegible]

様式第7号-2

移動制限植物検査実績

年

[illegible]

(注) 数量の単位は、キログラムとすること

様式第7号-3

移動制限植物消毒確認実績

年

[illegible]

5												
6												
7												
8												
9												
1 0												
1 1												
1 2												
総計												

(注) [略]

5												
6												
7												
8												
9												
1 0												
1 1												
1 2												
総計												

(注) [略]